

平成23年8月2日

お客様各位

西中国信用金庫

視覚障がい等をお持ちのお客さまへの対応について

西中国信用金庫では、公共的な取組みの一環として、視覚障がい等をお持ちのお客さまに対し、下記の通り対応しておりますのでご案内致します。

記

一 視覚障がい等をお持ちのお客さまに対する窓口での代筆対応

1. 当金庫職員による代筆

視覚障がい等をお持ちのお客さまがお一人で窓口にご来店され、ご署名や伝票等へのご記入が困難な場合は、職員が代筆を行います。ご来店の際には、ご本人であることを確認できる資料（障害者手帳または顔写真のある公的書類等）が必要となります。

（1）対象となるお取引

口座開設申込書、預金払戻請求書・解約伝票ならびに入金伝票、キャッシュカード暗証届、振込依頼書、両替依頼書、公金関係収納票、諸届（紛失届・変更届等）

（2）対象とならないお取引

当座勘定取引、与信取引、金融商品取引（投資信託販売・国債販売・保険販売・外貨預金）

2. お取引内容のご説明

通帳のご提示を受け、口座の入出金などのお取引内容を知りたい旨のお申し出を受けた際には、応接室等で当金庫職員がお取引の内容を読み上げます。

二 窓口振込手数料の減免

視覚障がい等をお持ちのお客さまから、ATM機操作による振込みができない旨のお申し出を受けた際には、ATM機をご利用した場合と同額の手数料で、窓口での振込手続きを行います。

三 視覚障がいをお持ちのお客さまに配慮したＡＴＭ機について

視覚障がいをお持ちのお客さまがお一人で当金庫のＡＴＭ機をご利用できるように、音声により操作ができるハンドセット機能をＡＴＭ機１２５台に追加しています。

四 ご融資取引について

視覚障がい等をお持ちのお客さまからのご融資のお申込みにおいては、代筆により事務手続きを要する場合、個別に協議のうえ対応致します。

以 上

本件に関するお問い合わせ先

経営企画部 西 村 （０８３）２２３－４９３４